

公立大学法人宮崎公立大学植栽等管理・体育館業務従事職員に関する規則

平成19年4月1日

規程第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人宮崎公立大学短時間勤務職員就業規則に定めるもののほか、植栽等管理・体育館業務に従事する職員（以下「短時間勤務職員」という。）の職務、勤務時間等必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 短時間勤務職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 植栽関係（委託業務対象物を除く。）の維持管理に関すること
- (2) 大学用車の運転業務に関すること
- (3) 体育の授業に係る指導補助及び教材の準備、整理等に関すること
- (4) 体育館、テニスコート及びグラウンドの管理運営に関すること
- (5) 体育館駐車場及び体育系クラブハウスの管理に関すること
- (6) その他理事長が必要と認める業務

(給与)

第3条 短時間勤務職員の給与は、月額108,600円とする。

(勤務時間等)

第4条 勤務を要する日は、水曜日から金曜日までとする。ただし、これらの曜日が職員の休日に当たるときは、休日とする。

- 2 勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 休憩時間は、正午から午後1時までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は必要があると認める場合は、勤務を要する日及び勤務時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。